



芸術文化観光専門職大学
Professional College of Arts and Tourism

明石市での文化政策の取組

2024年8月16日

第1回 ぶんぱくあり方検討会

芸術文化観光専門職大学

藤野一夫

fujino@stdat.at-hyogo.ac.jp

自治体文化政策の全体像の中での文化振興条例等の位置づけ

- 公共政策とは「公共の福祉を増進させるために立案される施策」
⇒文化の分野において公共の福祉を増進することが文化政策の課題
 - 条例：自治体文化政策の理念
 - ①普遍的な人権からの文化芸術による人格形成（人づくり）
 - ②地域に固有の価値を発掘し磨きをかける（まちづくり）
 - ③地域に固有な社会課題の解決をめざす（共生社会づくり）
- ⇒基本計画（10年、展開方針、重点施策）
- ⇒アクションプラン（3～5年、各種事業の年次進行型実施計画）

明石文化芸術創生の体系（文化政策）

- 明石文化芸術創生条例(平成21年3月 2009 兵庫県初)
基本理念（市民の自主性・創造性の尊重+5項目）
⇒基本施策（5項目）、市民・団体・市の役割、市民等の共通の役割、基本計画の策定、文化芸術創生会議の設置（常設の第三者機関）
- 明石文化芸術創生基本計画(平成23年3月 2011)
キーワード（親しむ・つながる・活かす・育む・伝える）
⇒展開方針（12項目）⇒重点施策（23項目）
- アクションプランの策定⇒各種事業の実施

文化芸術による「創生」とは？

- 創り生み出すという人間活動の能動性を意味し、「振興」という言葉に付きまとう「上から目線」とは一線を画す。
- 「創生」には、自分の生き方（ライフスタイル）を創り生み出すという意味も込められている。
- こうした二重の意味をふまえ、市民が自らのライフスタイルを自己決定できる文化芸術環境を整備し、また、文化芸術によって地域社会と関わりながら自分の個性を追求する活動そのものが、明石の文化芸術をさらに豊かに創生してゆく、という相互作用を意図したネーミング。

明石文化芸術振興計画の策定にあたっての考え方(平成22年)

(4) 計画で目指す姿

明石文化芸術創生条例（以下、「条例」）は、市民が自分の生き方を創り生み出すために、自らのライフスタイルを自己決定出来る文化芸術環境を整備し、また、文化芸術によって地域社会と関わりながら自分の個性を追求する活動そのものが、明石の文化芸術をさらに豊かに創生していくという相互循環作用を目指して策定されました。

これらの主旨をもとに、市民一人ひとりが文化芸術に親しみ、楽しむことや対話、交流を通して、生き生きと、うるおいとやすらぎのある心豊かな暮らしを送っている、こうした市民の文化芸術に親しむ土壌が、人々の暮らしやまちに息づき、人もまちも元気で活力のある姿を目指しています。

こうした姿を目指すにあたり、本計画では次の3点を特に大切に考えます。

① 次代を担うこどもたちが成長過程において、多様な文化芸術活動に触れ、体験できる土壌を形成します。

② コーディネート機能を通じて、市民、地域、アーティスト、文化芸術団体、文化施設、学校教育現場、行政などにネットワークを形成し、それぞれが有機的に連携することにより、文化芸術活動、情報の収集・発信、交流等がより活発に展開します。

③ 条例第3条では、基本理念として、市民の誰もが文化芸術活動に親しむことができるような環境の整備が必要であることを定めています。こうした文化芸術活動の推進は人々の社会参加を進め、他の人々との相互的な関係を回復あるいは形成する社会的包摂作用もたらします。

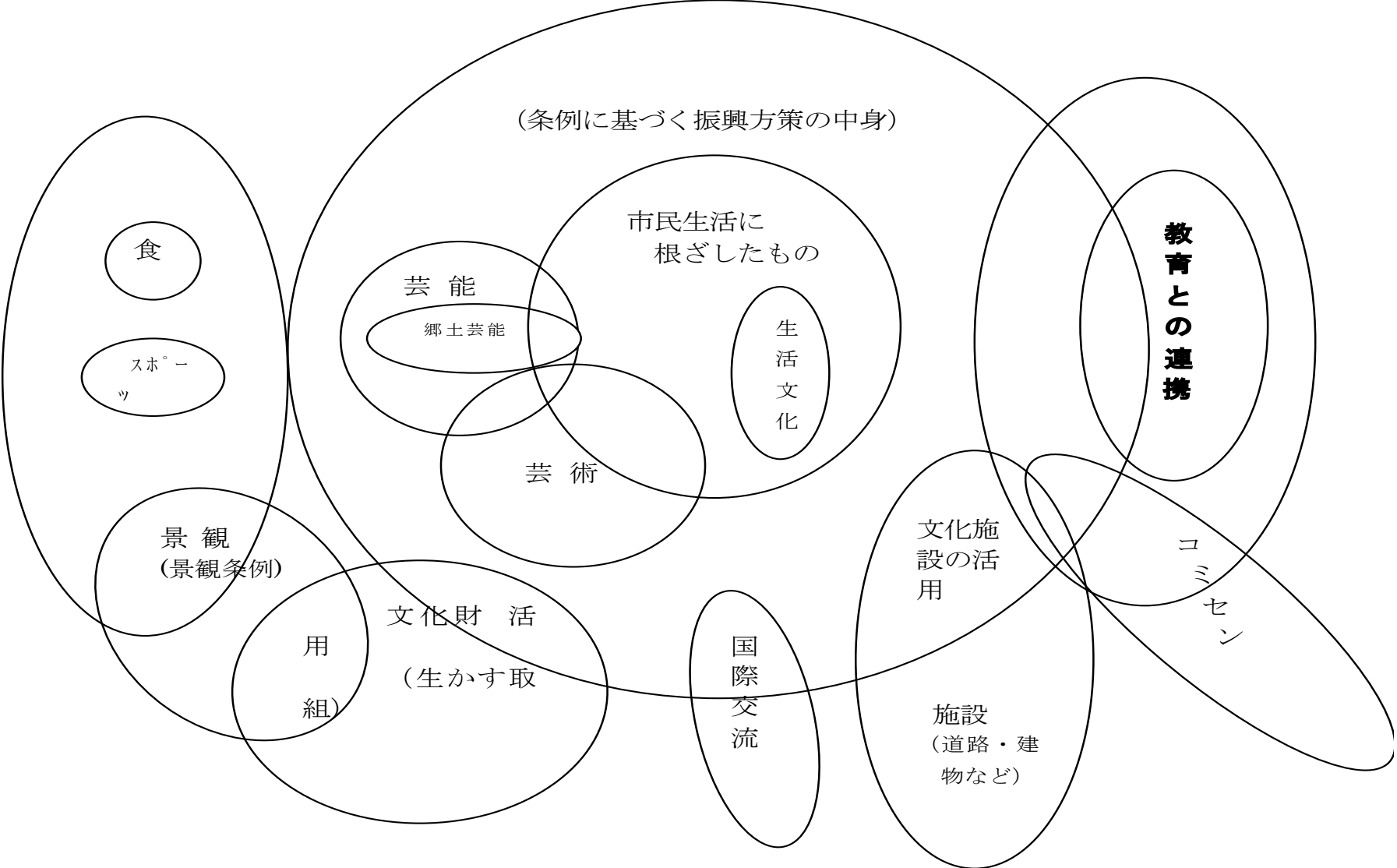
高齢者、障がい者、子育て中の保護者、外国人労働者等の社会的弱者となりがちな市民にも文化芸術に親しむ機会を積極的に提供し、このことがひとづくり、社会とのつながりづくりの一助となることを目指します。

イメージ図

観光との連携

文化芸術

生涯学習



第6章 推進体制

文化芸術活動に関わる団体あるいは組織、機関が連携、協働を進めて推進していくことが重要であり、周辺の様々なネットワークを活かして、文化芸術振興の推進を図るため、コーディネート機能を有する中間支援組織を設置します。

(1) 文化行政の推進体制

文化行政担当部署として、平成18年に文化芸術部を設置しました。

(2) 明石文化芸術創生会議

文化芸術の振興に関する重要事項（評価を含む）について、市長へ意見を述べる常設の第三者機関として平成21年に明石文化芸術創生会議を設置しました。

(3) コーディネート機能（市民、NPO等との連携）

周辺の様々なネットワークを活かした、文化芸術振興の拠点となるゆるやかな参加のネットワークの形成を図ります。

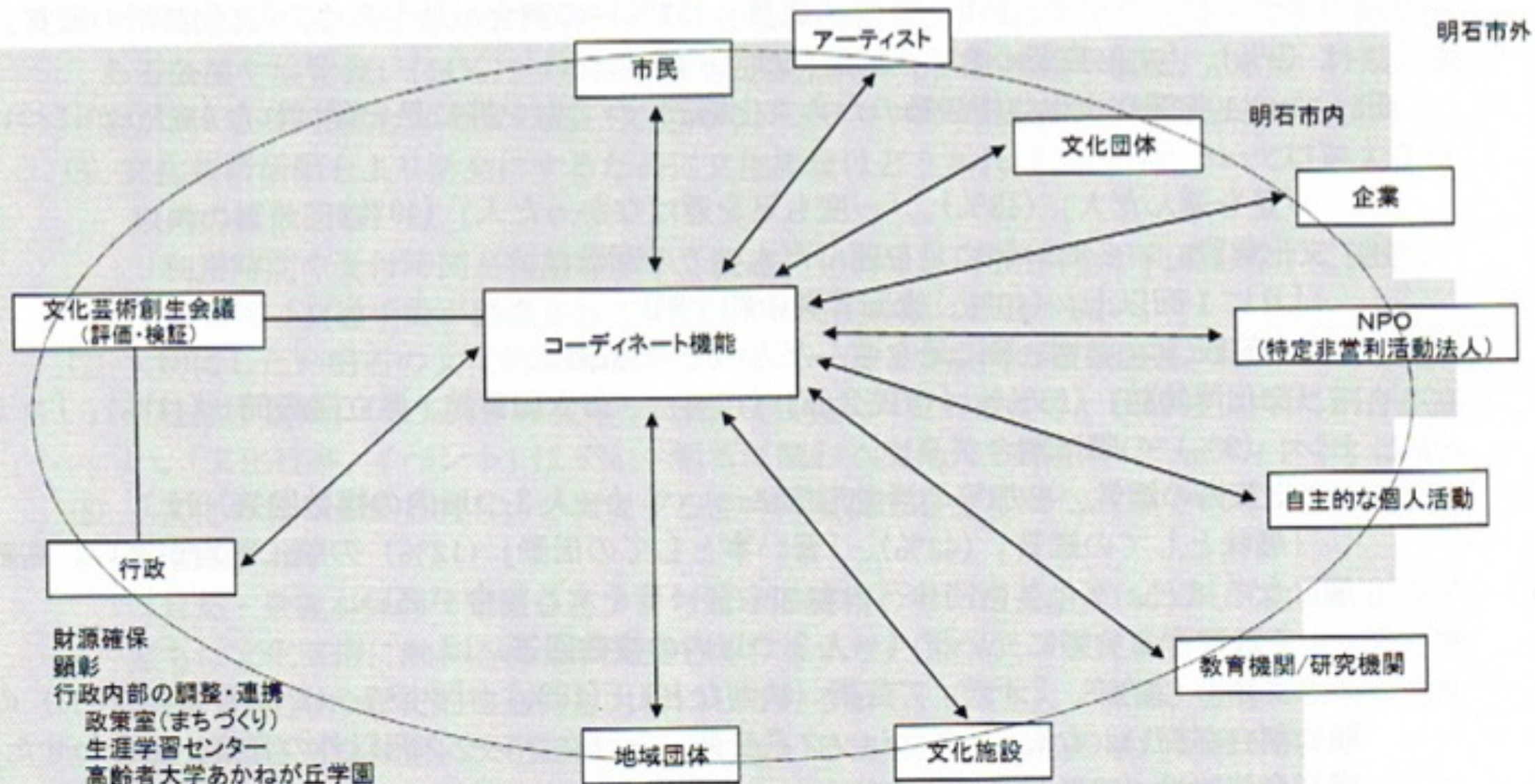
① 担い手

- ・NPO等
- ・文化芸術振興財団
- ・市の行政組織

② 主な役割

- ・市内外との、また、異なる文化芸術分野の交流の推進
- ・コラボレーション（異なる分野の共同制作）の推進
- ・市内の文化団体、文化活動、催しなどの情報収集及び提供
- ・地域文化資源や人材の掘り起こしと紹介
- ・文化芸術活動への主導性、指導性の発揮
- ・市民の文化芸術活動に関する相談
- ・助成金、企業メセナ、寄附金等の外部資金の調達
- ・観光、景観、環境、福祉、国際交流、まちづくり等の分野との連携

ゆるやかな相互ネットワークを進める



- 財源確保
- 顕彰
- 行政内部の調整・連携
- 政策室(まちづくり)
- 生涯学習センター
- 高齢者大学あかねが丘学園
- コミュニティ推進室(コミセン)
- 観光振興課(にぎわいづくり)
- 学校教育課(小・中学校・市立高校)
- 地域連携課(文化財) など

明石文化芸術創生基本計画の焦点「つながる」

- コーデネート機能を持つ中間支援組織の設置
- ①サポート機能：情報提供や人材仲介によって市民の文化芸術活動を間接的に支援
- ②プラットフォーム機能：文化芸術に関する多彩な分野や幅広い年齢層の市民が出会い語り、情報を得ることのできる交流の拠点
- ③広報機能：市内の文化芸術情報の集約・発信
- ④アーカイブ機能：文化資源や資料のデータ蓄積、人材バンク機能
- ⑤人材育成機能：アートマネジメント講座など、文化芸術の担い手やつなぎ手の育成

中間支援(コーディネータ) 機能を担う文化振興財団への期待

- 文化振興財団を新設し、中間支援的機能を担わせる
文化施設の管理運営を行わない文化振興財団は全国で異例
- 公益財団法人明石文化芸術創生財団 2012年4月1日発足
←条例の中で「中間支援組織」を定義し、基本計画において「コーディネート機能を持つ中間支援組織の設置」を明記
- 2018年国際交流協会と合併し「明石文化国際創生財団」に
- **2019年条例改正で審議会設置条項が削除！**
- 審議会と並行して文化振興課＋財団＋各指定管理事業者の代表が定期的に推進会議を開き、文化振興のベクトル(目線) 合わせを行ってきたのだが…

持続可能な運営のための多層的な連携づくり

2011年に上梓した『公共文化施設の公共性 運営・連携・哲学』（水曜社）の中で、公共文化施設が、地域社会・市民社会づくりの有力なメディアとして公共的役割を果たすために不可欠なネットワークの形成について、以下の2点に大別して行った調査研究を公表

(a)地域の文化団体、商店街、市民組織（NPO）、大学・教育機関など他分野間でのネットワーク化

⇒「文化的commons」を形成するネットワークハブとしての公共文化施設の役割

(b)近隣もしくは県内の公共文化施設との間でのネットワーク化

具体的には、芸術文化情報の非対称性を是正し、情報ハブ機能によって公共文化施設間の共存共栄を促進。また、他の公共文化施設への技術面、プロデュース面での支援など

さらに、アートマネジメントの実践では、国際的なネットワークを駆使し、全国の文化施設や財団間をネットワークし、市民参加を本質的な要素とする数多くのプロジェクト(企画展やアートプロジェクト)を、人材育成とも関連させて企画、運営する。

(c)（文化施設間、国際）共同制作、芸術団体との連携、ネットワーク事業

(d) 人材育成における連携。職員、学生、市民に対するリカレント、リスキリング

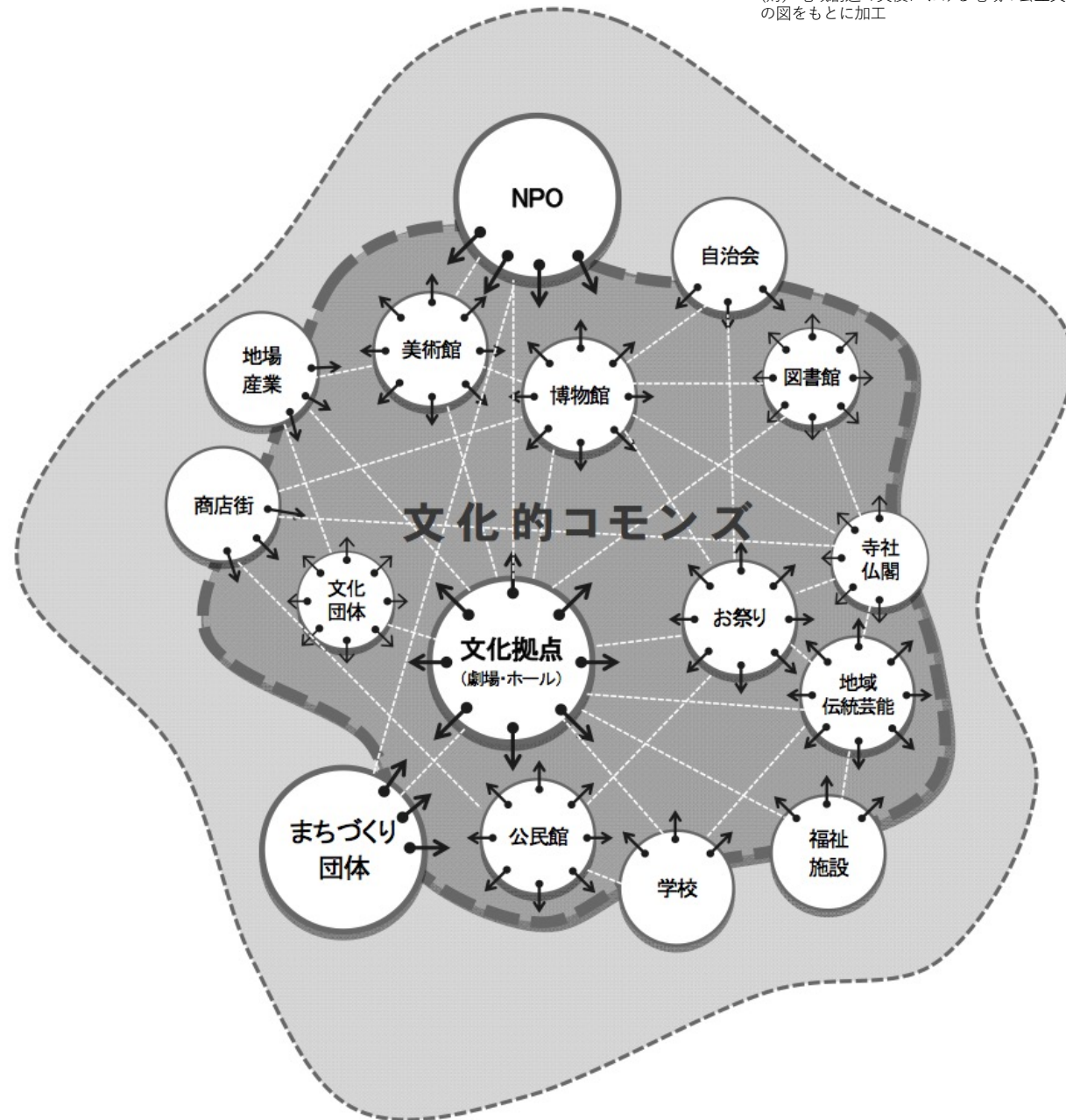
(一財) 地域創造 報告書

「文化的 commons の形成に向けて」の提言(平成26年 2014)

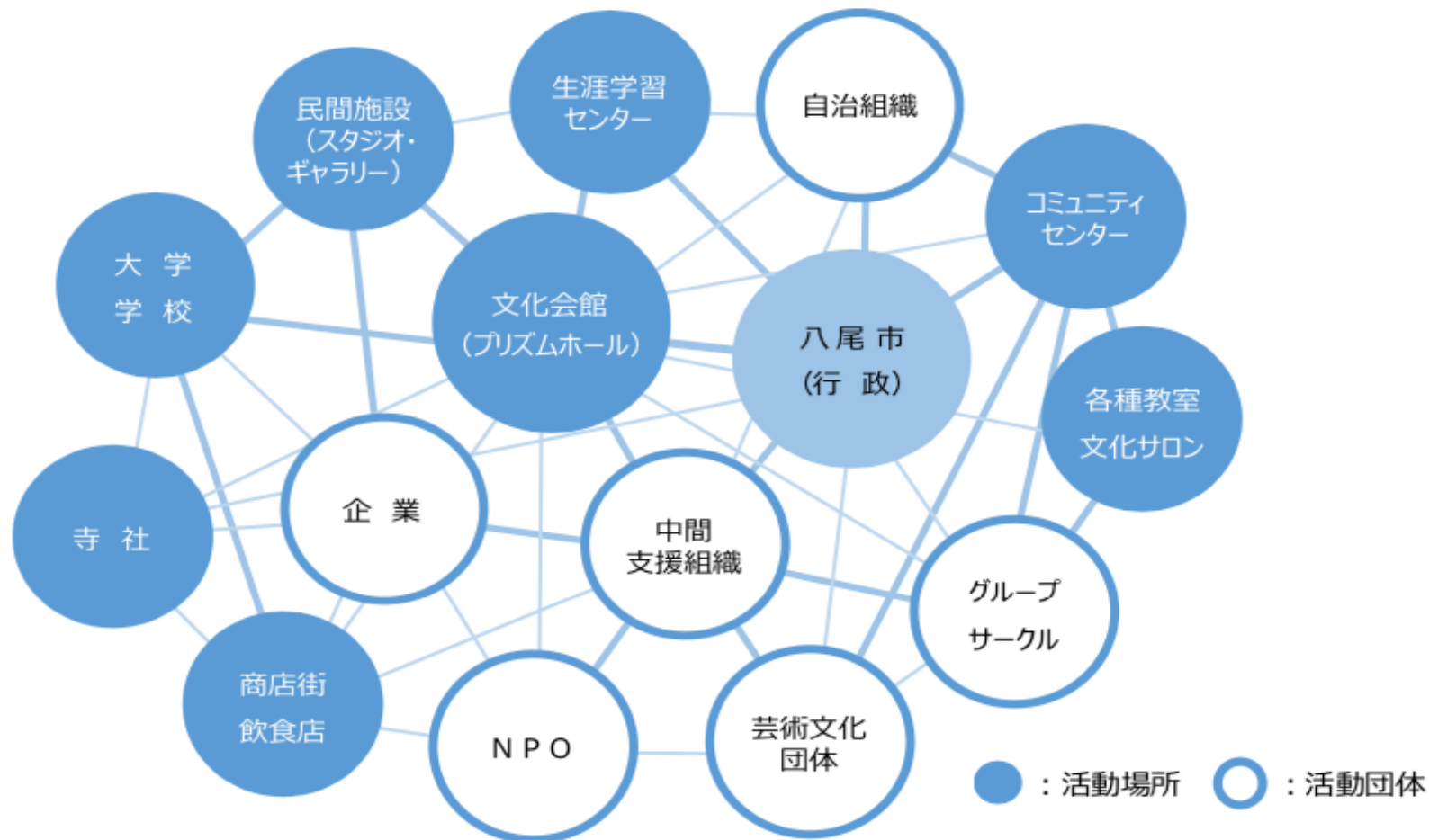
- 東日本大震災の後、誰もが文化的な機会を享受し、その経験を他者と共有できる場の重要性を認識したが、それは被災地だけではない。そうした場合は、地域の多様な文化的営みを共有し、分かち合える「文化的 commons」の形成によって成立する。
- 公立文化施設は、文化的なつながりを求めて人々が集まり、「地域の記憶と共感の装置」として機能する文化拠点を目指すべきである。地域で継承されてきた伝統芸能やお祭り、文化団体やアートNPOなど、様々な文化の担い手とも手を結び、文化的 commons の形成を牽引する役割を担うべきである。

【文化的コモンズのイメージ図】

(財) 地域創造「災後における地域の公立文化施設の役割に関する調査研究報告書」
の図をもとに加工



やおクリエイティブコモンズとは？

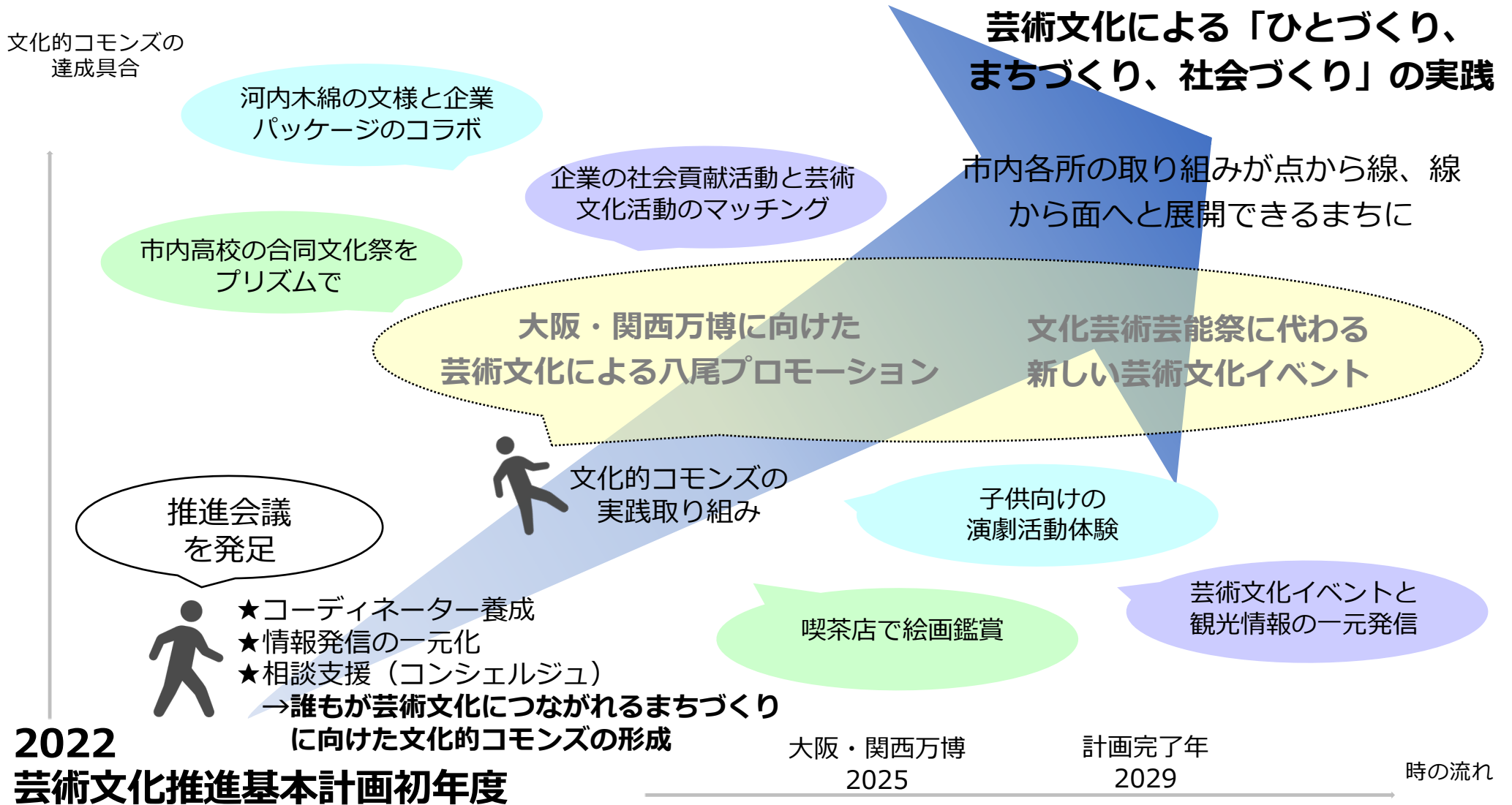


八尾市には、プリズムホールをはじめ、鑑賞や芸術文化活動の拠点となる場所は存在し、それぞれの場所で芸術文化の振興が図られていますが、それらの動きの多くは「点」であり、市全体としての動きにはつながっていないのが実情です。

そのため、芸術文化活動の有機的なネットワーク「やおクリエイティブコモンズ」を形成することで、コモンズの形成主体が互いに協力し合い八尾の芸術文化を活性化させる取り組みを進めます。

文化的コモンズのマイルストーン

文化的コモンズの
達成具合



審議会と推進会議の役割

審議会が、計画の進捗管理なのに対し、推進会議は、実働を担うイメージ。
当事者が推進会議のメンバーになることで実態に即した意思決定、実践が可能となる。

八尾市芸術文化振興 審議会

年 2 回

- ・ 芸術文化推進基本計画の進捗管理、次期計画検討
- ・ 推進会議の取組に関する評価

推進会議

審議会ワーキング部会として運営する
(学識のアドバイスも活用できるようにするため)

幹事会 年 4 回

有償

- ・ 文化・スポーツ振興課
- ・ 文化会館指定管理者
- ・ FM ちゃお
- ・ 茶吉庵
- ・ 観光協会
- ・ つどい運営管理者
- ・ みせるばやお

- ・ 情報の一元発信についての在り方検討
(R5~に向けたシステム導入も含む)
- ・ コモンズ形成に向けてのコーディネーター育成手法の検討
- ・ 本体会議運営検討

本体会議 年 4 回

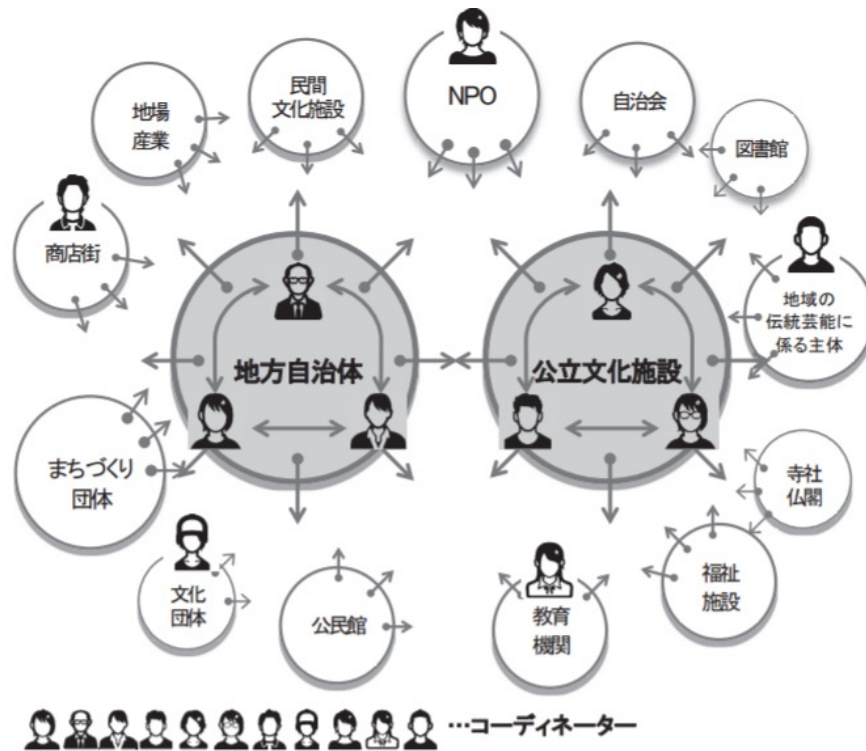
無償

- ・ 生涯学習センター
- ・ コミュニティセンター
- ・ 芸術文化活動団体
- ・ 芸術文化拠点
- ・ 芸術文化関連企業
- ・ 芸術文化に関わりたい個人

- ・ ワークショップ形式による意見交換
- ・ ネットワーク形成に関する講演
- ・ コーディネーター育成研修
- ・ ネットワーク形成のための交流サロン
- ・ 文化的コモンズの実践に係る検討 (プロジェクトチーム)

コーディネーター養成の重要性について

- 文化的コモンズを形成するには、それを担う人材が必要であり、特に、各々の組織内をつなぎ、また組織外とをつなぐ「コーディネーター」が重要である。
- 「行政や文化拠点」は、「地域におけるさまざまな担い手」と連携しながら、人材、そしてとりわけ「コーディネーター」を育成・確保する必要がある。
- また同時に、「コーディネーター」が活躍できる環境を整備する必要がある。



コーディネーターの資質

コミュニケーション力	<ul style="list-style-type: none"> • さまざまな人と話し合うことが必要となることから、相手との間で十分に意思疎通ができるよう、コミュニケーション力が必要となる。
マネジメント力	<ul style="list-style-type: none"> • 単に理想や理念を語るだけでなく、事業を継続的に、かつ上手に成し遂げるためのスキルであるマネジメント力が必要である。
現場力	<ul style="list-style-type: none"> • 現場に行き、現場の人の考えを聞き、話し合うなど、現場力が不可欠となる。
周囲を巻き込む力	<ul style="list-style-type: none"> • 共通の理念を示して、それぞれを巻き込み、一人ひとりが主役であることを認識させ、事業を強力に推進させる必要がある。
文化・芸術の社会的役割を伝える力	<ul style="list-style-type: none"> • 文化・芸術の力を深く理解し、社会的な諸課題に有効であることを、平易な言葉で社会に発信していく力も大切である。

(一財)地域創造「地域における文化・芸術活動を担う人材の育成等に関する調査研究—文化的コモンズが、新時代の地域を創造する—」
(平成28年3月)